



2023年12月28日

各 位

会社名 不二硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 小熊 信一
(コード番号 5212 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部長 高濱 英司
(TEL 03-3617-5111)

株式会社スカイによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに 主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

株式会社スカイ（以下「公開買付者」といいます。）が2023年11月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2023年12月27日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2024年1月9日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「不二硝子株式会社株式（証券コード：5212）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

II. 主要株主及びその他の関係会社の異動について

1. 異動予定年月日

2024年1月9日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式758,677株の応募があり、買付予定数の下限（271,107株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年1月9日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が20%以上となるため、公開買付者は新たに当社の主要株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

3. 新たに主要株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社スカイ
(2) 所 在 地	東京都墨田区亀沢二丁目4番9号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 小熊 信一

(4) 事業内容	当社株式の取得及び保有
(5) 資本金	5,000円
(6) 設立年月日	2023年10月16日
(7) 大株主及び持株比率	小熊 信一 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資本関係	公開買付者と当社の間には、本日現在、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役であり株主である小熊信一氏は、当社株式を1,099,393株（所有割合（注）：53.48%）所有しております。
人的関係	当社の代表取締役社長である小熊信一氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である小熊信一氏がその議決権の全部を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注)「所有割合」とは、当社が2023年11月14日に提出した第91期第2四半期報告書に記載された2023年11月14日現在の発行済株式総数(2,142,000株)から、当社が2023年11月14日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(86,293株)を控除した株式数(2,055,707株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	主要株主及びその他の関係会社	7,586個 (36.90%)	—	7,586個 (36.90%)	第2位

(注)「議決権所有割合」は、本基準株式数(2,055,707株)に係る議決権の数(20,557個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

上記の異動後、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び当社の代表取締役社長である小熊信一氏が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が2023年11月14日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2023年11月15日付の「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」による訂正を含みます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び小熊信一氏のみとすることを予定しているとのことです。当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(添付資料)

2023年12月28日付「不二硝子株式会社株式（証券コード：5212）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2023年12月28日

各位

会社名 株式会社スカイ

代表者名 代表取締役

小熊 信一

不二硝子株式会社株式（証券コード：5212）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社スカイ（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年11月14日、不二硝子株式会社（証券コード：5212、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年11月15日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年12月27日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社スカイ

東京都墨田区亀沢二丁目4番9号

（2）対象者の名称

不二硝子株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	956,314(株)	271,107(株)	— (株)
合計	956,314(株)	271,107(株)	— (株)

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（271,107株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（271,107株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3）本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である956,314株を記載しております。これは、対象者が2023年11月14日に提出した第91期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2023年11月14日現在の発行済株式総数（2,142,000株）から、対象者が2023年11月14日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（86,293株）を控除した株式数（2,055,707株、以下「本基準株式数」といいます。）から、2023年11月15日現在の小熊信一氏が所有する対象者株式の数（1,099,393株）を控除した株式数（956,314株）です。

（注4）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17

年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2023 年 11 月 15 日（水曜日）から 2023 年 12 月 27 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,700 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付け予定数の下限（271,107 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（758,677 株）が買付け予定数の下限（271,107 株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 12 月 28 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	758,677 株	758,677 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合 計	758,677 株	758,677 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	11,036 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.68%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,586 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.90%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10,993 個	(買付け等後における株券等所有割合 53.48%)
対象者の総株主の議決権の数	20,508 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（2,055,707 株）に係る議決権の数（20,557 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
2024 年 1 月 9 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式、小熊信一氏が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社スカイ

（東京都墨田区亀沢二丁目4番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上